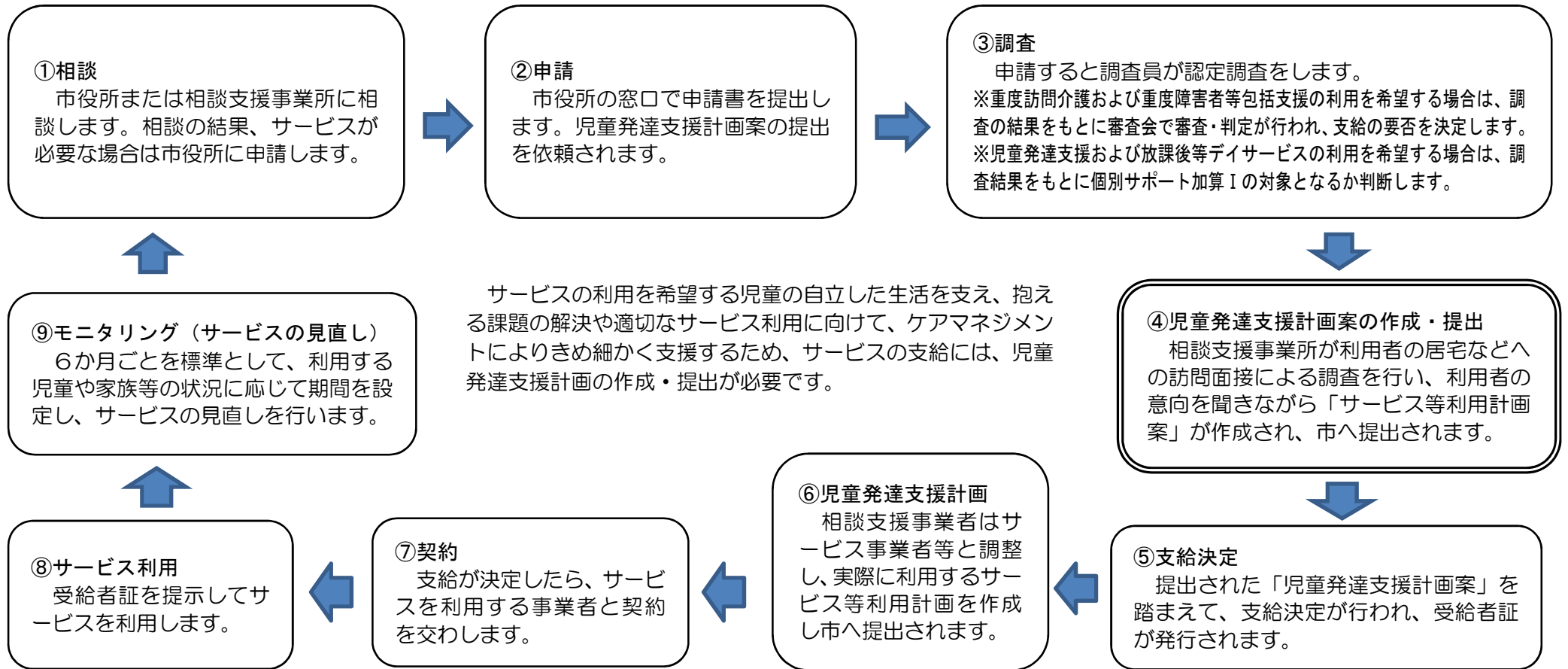


福祉サービスについて(児童)



●児童を対象とした下呂市の相談支援事業所は下記のとおりです。

事業所名	住所	電話番号	対象
下呂市障がい者生活相談センター	下呂市萩原町萩原 1636	0576-52-2787	身体・知的・精神・難病・児童

相談支援事業所は、障がいのある方やそのご家族へのさまざまな相談支援を行っています。また、障害福祉サービスを適切に利用できるような心身の状況やサービス利用の希望等を聞き、必要な支援の内容や方針を定めたサービス利用計画を作成します。



●お問い合わせ先
下呂市役所 福祉部 社会福祉課
下呂市萩原町萩原 1166-8 星雲会館
TEL 0576-52-3936

福祉サービス（児童）

介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		家事援助	自宅における掃除、洗濯等の家事支援を行います
		通院等介助	通院及び官公署への相談・手続きや相談で生じた障害福祉サービスの見学の支援を行います
		通院等乗降介助	ヘルパー自ら運転する車両への乗車または降車の介助を行います。またあわせて乗車前もしくは降車後の屋内外における移動の介助、通院先や外出先での受診の手続きや移動の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。		
児童通所支援事業	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団日常生活への適応訓練等を行います。	
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要である児童に、児童発達支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学中（幼稚園及び大学を除く）の児童に対して、放課後又は夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に対して、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
地域生活支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な人について、外出のための移動を支援します。	
	日中一時支援事業	日中における活動の場の確保と、障がい者等を日常介護している家族の一時的な負担軽減および就労支援や緊急時の一時預かりを行います。	
	訪問入浴サービス事業	居宅の浴場での入浴が困難な在宅の障がい者及び障がい児に対し、居宅を訪問し、訪問入浴車を利用して実施する入浴介護を行います。	
	福祉ホーム事業	障がい手帳を所持するものであって、家庭環境や経済的な理由等で住居の確保が困難なものに対し、住居の提供を行います。	
計画相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービスを適切に利用できるよう児童発達支援計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います。	